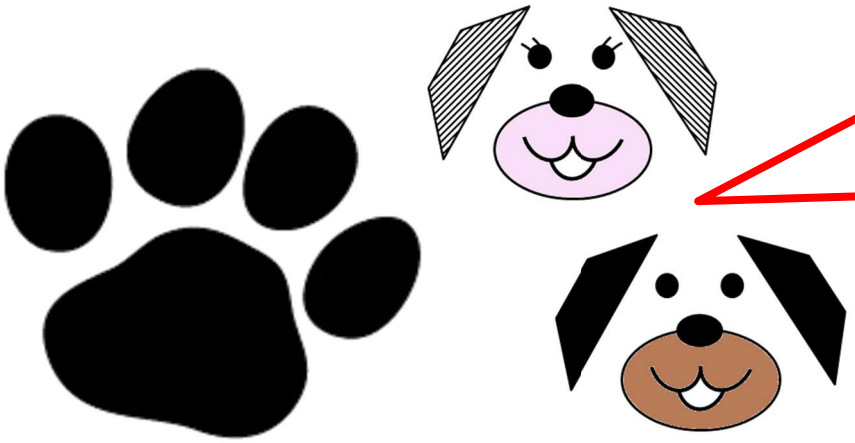

人とワンちゃんが笑顔で過ごせる街をめざして
～人と犬の共生を考えよう～

ペットブームから、愛犬家と言われる人が増えました。番犬ではなく、家族の一員として受け入れた方も多いでしょう。

一方で、近隣住民によるお悩み相談も増えています。相談内容で多いものは、ふん尿被害と鳴き声です。誰の犬か分からない、または、ご近所だから言いにくい、と困っている人がいます。

「あなたのマナーと愛犬へのしつけ」は大丈夫ですか？

あなたと愛犬、そして近隣住民が笑顔で過ごせるよう、

「飼い主のマナーと犬へのしつけ」をもう一度見直しましょう。

松戸市

【ふんの置き去りに憤慨です！】

「散歩に行かないとトイレが出来ない」また「散歩自体がトイレです」という飼い主さんいませんか？

トイレはしつけの第一歩です。散歩はワンちゃんの運動や気分転換、また外でのコミュニケーションに必要ですが、決してトイレのための散歩ではありません。

家でトイレをするようにしつけ、トイレを済ませた後に散歩するよう心がけましょう。それでも散歩中にふんをしてしまったら必ず自宅に持ち帰り処分しましょう。

散歩途中にあるまちのごみ箱やコンビニエンスストアのごみ箱、スーパーのごみ箱、ごみの集積所へそのまま捨てることは禁止です。

（松戸市安全で快適なまちづくり条例第８条）

【そこでオシッコ（マーキング）してもいいの？】

答えはノーです。

自宅でオシッコを済ませているのに、オス犬が散歩中に足を上げておしっこをする行為がマーキングです。

電柱や草むらだけでなく、他の家の外壁やプランターなど、個人の所有物などもマーキングの対象となり、他人に迷惑をかけてしまいます。散歩をする時は、マーキングや排泄をさせない努力が飼い主さんには必要です。

リード（引き綱）を短く持ってマーキングや排泄をしそうになったら、リード（引き綱）を軽く引きその場から離れることで防ぐことが出来ます。また、普段からペットシートや水の入ったペットボトルを携帯するようにして、もしオシッコをしてしまったらその場で、吸い取らせたり、お水で洗い流すなどの処理をしましょう。処理のマナーも、飼い主さんに求められています。

【リード（引き綱）忘れていませんか？】

小型犬でも大型犬でも、必ずリード（引き綱）を付けて散歩しましょう。

いくらしつけが出来ていても、リード（引き綱）がなければ、突然の事態に対応することができません。外では何が起きるかわかりません。何かの拍子にビックリして、突然興奮することもあります。その姿が攻撃的に見え、怖がられてしまうこともあります。また、伸びるリードで飼い主さんより数メートル先を歩いているワンちゃんを見かけることもありますが、この行為も大変危険ですのでやめましょう。

リード（引き綱）は短く持ち、常に飼い犬を制御できる状態にしておくことが必要です。

（千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第１８条）

【屋外でブラッシングしていませんか？】

毛並みや毛艶が良いとワンちゃんも優雅に見えますが、舞い飛んだ抜け毛がそのままなんてことありませんか？他人の家の洗濯物や、側溝に抜け毛が…などの配慮不足の行為も耳にします。ブラッシングは屋内（自宅）でするようにしましょう。

【鳴き声が気になるワンッ！】

「鳴かないの～、吠えないの～」と言っても、ワンちゃんは鳴いたり、吠えたりするものです。嬉しいのか、悲しいのか、それとも警戒しているのか、空腹や排泄などの生理的な理由なのか、普段から接していれば、どんな時に鳴くのか、吠えるのか予測も出来ると思います。

ワンちゃんの無駄吠えが少なくなる環境作りや、窓を開けっ放しにしない（鳴き声が外に漏れる）等の対策をしてみましょう。また、動物病院の先生や専門のトレーナーに相談をしてみるのも良いかもしれません。近隣へ配慮し考え実行することも飼い主さんの責任です。周囲は飼い主さんが思っている以上に敏感です。

【何頭飼っていますか？】

昨今メディアで放送されている多頭飼育崩壊という問題。飼い主さんの経済的理由により管理不能となり、近隣住民の生活環境の悪化の原因となります。千葉県ではこのような事態を防ぐために犬猫合わせて 10 頭以上の多頭飼育をされている方は、保健所への届出が必要になりました。

※９１日齢未満の犬猫を除く

（千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第１４条）

【殺傷・遺棄虐待は犯罪です！】

みだりに殺したり傷つけたりする行為や、餌をあげない行為、安全と思えない状況に拘束する行為、排泄物の蓄積の放置などは罰則の対象となります。

殺傷　→　２年以下の懲役または 200 万円以下の罰金

遺棄・虐待　→　100 万円以下の罰金

（動物の愛護及び管理に関する法律第４４条）

環境美化の推進や、生活環境保全等の観点からも、マナーを守れない飼い主さんによる配慮不足な行為が、問題視されています。今まで以上に周囲の人へ配慮しましょう。

【終生飼養とは！】

当たり前のことですが、飼い主となる前から考えておかなければいけないのが「終生飼養」です。これは、**犬の寿命が尽きるまでお世話をする**という意味で、法律にも明記されています。もし、あなた（飼い主さん）が予期しない様々な理由で飼養（飼育）が困難になった場合、飼い犬はどうなってしまうでしょうか？

あなた（飼い主さん）がいなくなったら飼い犬は生きていけません。簡単に引き取ってもらえる場所もほとんどありません。また、仮に引き取られたとしても新しい飼い主さんが見つからなければ殺処分の対象となることもありうるのです。家族として迎え入れたからには、不測の事態に備えておくことが必要となります。家族や親戚、知人などと相談し、あなた（飼い主さん）の代わりに最後まで安心して飼い犬を託せる人や場所を決めておきましょう。

（動物の愛護及び管理に関する法律第７条）

あなたはいくつ守れていますか？

飼い主としての責任８か条

① 飼い犬の登録（鑑札交付手続き）は済んでいますか？
② 毎年１回の狂犬病予防接種と注射済票の交付手続きは済んでいますか？
③ 鑑札と狂犬病予防注射済票は首輪につけていますか？
（①と③は**狂犬病予防法第４条**）（②と③は**狂犬病予防法第５条**）

④ 散歩の時は、必ずリード（引き綱）をつけていますか？
⑤ リード（引き綱）は短く持ち、犬の行動を制御できるようにしていますか？
⑥ 家でトイレをするようにしつけ、トイレを済ませた後に散歩していますか？
⑦ もし外で排泄をしてしまった場合、持ち帰り処分していますか？
⑧ ご自身に何かあった時に飼い犬を託せる人や場所は決めていますか？

① ～⑧で１つでも守れていなければ、今すぐに実行してください！

啓発看板

～お問い合わせ先～
松戸市役所　環境部
環境保全課　環境衛生班
〒271-8588
松戸市根本 387-5
TEL047-366-7336
FAX047-366-1325
mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp